

多治見市救急救命士業務規程の一部を改正する訓令（案）

多治見市救急救命士業務規程（平成28年消防本部訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「第3条第5号に規定する消防司令長」を「第3条第4号に規定する消防司令」に改める。

第6条中「岐阜県MC救命士実施要領（以下「県MC救命士要領」という。）」を「岐阜県MC救命士及びアシスト救命士に係る実施要領（以下「県MC等救命士要領」という。）」に改める。

第7条第3号中「東濃地域メディカルコントロール協議会」を「岐阜県メディカルコントロール協議会東濃支部」に改める。

第9条第3号中「（当該指導救命士が関わった救急活動に係るものを除く。）」を削る。

第10条及び第11条を削り、第12条を第10条とし、第13条を第11条とする。

第14条第3項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とし、同項第6号を同項第5号とする。

第15条を第13条とする。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。